

大阪市（消）告示第10号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び第47条第1項第1号に規定する防災管理に関する講習を併せた講習を次とおり開催する。

令和8年2月2日

大阪市消防長 橋口博之

1 講習の区分

甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

2 講習日時及び場所

回数	日時	場所
第1回	令和8年4月22日（水） 14時から17時まで	消防局生野分室（※）
第2回	令和8年5月18日（月） 14時から17時まで	消防局生野分室
第3回	令和8年6月10日（水） 14時から17時まで	消防局生野分室
第4回	令和8年7月9日（木） 14時から17時まで	消防局生野分室
第5回	令和8年7月24日（金） 14時から17時まで	消防局生野分室
第6回	令和8年8月4日（火） 14時から17時まで	消防局生野分室
第7回	令和8年8月21日（金） 14時から17時まで	消防局生野分室

第8回	令和8年9月8日（火） 14時から17時まで	消防局生野分室
第9回	令和8年9月18日（金） 14時から17時まで	消防局生野分室
第10回	令和8年9月29日（火） 14時から17時まで	消防局生野分室

※ 大阪市生野区勝山南4丁目7番11号 大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）

3 申込受付期間

告示の日から講習開催日の14日前までとする。ただし、期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

4 受講対象者

甲種防火管理の資格及び防災管理の資格を有する者

5 申込方法

大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を入力のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）